

介護職員家賃補助事業に関するQ & A

H30.1.1時点

No.	Q(質問事項)	A(回答)
1	この制度の概要を教えてください。	この制度は、市内に所在する介護事業所に平成29年4月1日以後に介護職員として雇用された方に対して、3年間、家賃の一部を助成するものです。 また、助成の上限は 単身世帯で3万円、2人以上の世帯で5万円とし、千円未満については切り捨てとなります。
2	対象者について教えてください。	市内に所在する介護事業所に平成29年4月1日以後に正職員の介護職員として雇用された本市に住民票のある方が対象となります。 ただし、次のいずれにも該当することが条件です。 ①申請時点で40歳未満であること。 ②介護福祉士の資格を有する者もしくは3年以内に介護福祉士の資格取得を目指す者。 ③所得が単身世帯で500万円以下、扶養親族1人につき38万円を加えた額以下であること。 ④市税の滞納がないこと。
3	介護職員の定義について教えてください。	辞令及び勤務表で職種が介護職員と位置づけられている方となります。他職種と兼務の場合は、業務が辞令により明確になっている場合で、主たる業務が介護職員の場合に限ります。
4	3年以内に介護福祉士の資格取得を目指す者の定義について教えてください。	就労を開始する日から3年以内に介護福祉士国家試験を受験する方になります。可否については問いませんが、受験状況について市から確認することがあります。
5	外国籍の人は対象になりますか。	永住者又は特別永住者に限り、2の要件を満たす場合は対象になります。
6	申請の期限はありますか？	就労を開始する日から6月以内になります。ただし、年度毎に申請が必要なため、申請が翌年度になった場合は、補助の適用の開始が翌年度の4月から3年間になります。 継続の申請については、5月末までになります。
7	申請したらいつから補助金がもらえますか？	就労を開始する日又は入居を開始する日のいずれか遅い日(その日が月の初日でない場合は翌月の初日)の属する月を開始月として3年間になります。 ただし、振込は、前期(4月～9月)、後期(10月～3月)の2回に分けてになります。
8	新しく開設される事業所に就労する場合、いつから補助金がもらえますか？	開設準備期間中に雇用された場合でも、補助金の開始月は介護保険事業所として、茨木市の指定を受けた日の属する月となります。
9	一度申請したら3年間補助金がもらえ続けますか？	年度毎の決定になりますので、毎年度「茨木市介護人材確保事業家賃補助金(新規・継続)交付申請書(様式第1号)」による申請が必要となります。
10	家賃に対して所属法人から住宅手当等が出ている場合、補助の対象となりますか？	家賃の月額から所属法人が支給する住宅手当の額、当該家賃についての他の補助制度による1月当たりの補助金を差し引いた額の2分の1の額が対象となります。 ただし、単身世帯で3万円、2人以上の世帯で5万円が上限となります。

介護職員家賃補助事業に関するQ & A

H30.1.1時点

No.	Q(質問事項)	A(回答)
11	家賃補助金額の計算例を教えてください。	<p>1か月の家賃から所属法人からの住宅手当等の額(ある場合のみ)を引いた額の2分の1の金額になります。ただし、単身世帯で3万円、2人以上の世帯で5万円が上限となります。</p> <p>例1【単身世帯】 1か月の家賃:5万円 法人の住宅手当:1万円 (5万円-1万円)×0.5=2万円が家賃補助金額となります。</p> <p>例2【単身・複数世帯】 1か月の家賃:5万円、法人の住宅手当:0円 (5万円-0円)×0.5=2万5千円(月額)が家賃補助金額となります。</p> <p>例3 1か月の家賃:10万円 法人の住宅手当:1万円 単身世帯 (10万円-1万円)×0.5=4万5千円となるため、上限額の3万円が家賃補助金額となります。 複数世帯 (10万円-1万円)×0.5=4万5千円が家賃補助金額となります。</p>
12	所得とはいつの所得になりますか？	申請をされる前年の所得になります。
13	他の介護事業所から転職した場合は対象となりますか？	過去3年以内に市内の介護事業所で雇用されていた場合は対象となりません。市外の他の介護事業所で雇用されていた場合は対象となりますが、同一法人の市内の介護事業所へ異動した場合は対象となりません。
14	非正規職員から正規職員になった場合は対象となりますか？	正規・非正規問わず過去3年以内に市内の介護事業所で雇用されていた場合は対象となりません。市外の他の介護事業所で雇用されていた場合は上記12と同様の考え方になります。
15	以前から介護職員として雇用されている人についても対象となりますか？	対象となる方は、平成29年4月1日以後に新たに正職員の介護職員として雇用された方が対象となります。
16	居宅介護支援事業所は対象となりますか？	本制度は、介護職員の人材確保を目的に、介護サービス事業所(予防含む)を対象としているため、居宅介護支援(予防支援含む)は対象となりません。なお、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、福祉用具の貸与・販売事業所も対象外です。
17	職員が申請後、他事業所に異動した場合、助成の対象となりますか？	異動先が市内の場合は対象となりますが、市外の場合は異動した日の属する月から対象外となります。ただし、就労期間が継続されていない場合は、退職した日の属する月から対象外となります。
18	職員が申請後、転居した場合、助成の対象となりますか？	転居先が市内の場合は対象となりますが、市外の場合は転居した日の属する月から対象外となります。転居の際は、必ず「茨木市介護人材確保事業家賃補助金交付変更承認申請書(様式第3号)」の提出が必要となります。また、転居した日の属する月から金額が変更になる場合があります。
19	職員が申請後、退職した場合など申請が必要ですか？	退職した場合など、要件を満たさなくなった日の属する月から対象外となります。家賃補助の要件に変更があった際は、必ず「茨木市介護人材確保事業家賃補助金交付変更承認申請書(様式第3号)」の提出が必要となります。

介護職員家賃補助事業に関するQ & A

H30.1.1時点

No.	Q(質問事項)	A(回答)
20	申請者の人数に上限はありますか？	予算の範囲内で先着順となります。
21	茨木市介護人材確保事業家賃補助金を受給した翌年に、確定申告をする必要はありますか？	補助金額が年間20万円以上の方 → 税務署での申告が必要 補助金額が年間20万円未満の方 → 市役所(市民税課)での申告が必要
22	共益費等は対象になりますか？	家賃のみが対象となります。 共益費、光熱水費、駐車場代等は対象外となります。
23	社宅及び社員寮は対象になりますか？	本人名義で契約している賃貸マンション等が対象となるため、社宅及び社員寮は対象外となります。